平成２４年（フ）第５８号
宮城県東松島市牛網字駅前２丁目23番地１、前住所宮城県石巻市門脇字浦屋敷16番地11
債務者　本間　輝昭
１　決定年月日時　平成24年９月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
山梨県甲府市千塚５丁目７番８号
債務者　川村　笑子
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
長野県松本市村井町南４丁目11番４号　102
債務者　三浦スミ子（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３５号
佐賀県鹿島市大字森1431番地
債務者　山口　文雄
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第３６号
佐賀県鹿島市大字森1431番地
債務者　山口　文子
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第７１号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄7138番地８
債務者　富永三知子
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１０４号
佐賀県鹿島市大字高津原361番地１
債務者　中橋　健一
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１１０号
佐賀県杵島郡白石町大字福富1621番地１　フィオーレ・タウンＣ－２
債務者　大島　　恵（旧姓大串）
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１１４号
佐賀県杵島郡白石町大字廿治1866番地３
債務者　池上　文代
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１５４８号
愛知県北名古屋市徳重本郷92番地
債務者　岩松寿司こと　木全　幸雄
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５４９号
愛知県北名古屋市徳重本郷92番地
債務者　木全美知子
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２号
岐阜県可児市松伏４丁目116番地
債務者　川本　一彦
１　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１５９１号
愛知県半田市南二ツ坂町１丁目４番地の４
債務者　上松あずさ
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３６７号
名古屋市中村区長筬町５丁目45番地　ジュネス長筬３Ｅ号、従前の住所名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮
債務者　古川　偉之
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４６号
滋賀県蒲生郡日野町大字山本788番地325　湖南ハイツ別棟
債務者　垂口　久夫
１　決定年月日時　平成24年９月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４２５号
神戸市垂水区東垂水２丁目22―10、住民票上の住所神戸市北区谷上南町17番５号
債務者　政所　靖浩
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６３号
兵庫県西宮市山口町上山口797番地１　エレガントⅠ203号、申立時の住所兵庫県神戸市北区東大池１丁目２番26号
債務者　竹長　雅彦
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８５号
神戸市中央区港島中町６丁目14番地　ポートピアプラザＤ棟1207号
債務者　山禄　節子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部